

原議保存期間	5年(令和8年3月3日まで)
有効期間	一種(令和8年3月3日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局長
各管区警察局長
各管区警察局長

警察庁丁交企発第324号
令和2年12月28日
警察庁交通局交通企画課長

原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認について
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の4第2項の規定により警察署長が行う確認(以下「確認」という。)については、「原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認について」(平成31年3月19日付け警察庁丁交企発第64号。以下「旧通達」という。)により運用されているところであるが、先般、「行政手続における押印等の取扱いに係る緊急対応について(通達)」(令和2年6月30日付け警察庁丁企画発第351号ほか)により、法令(法律及び法律に基づく命令をいう。)に根拠がないにもかかわらず、申請等に必要な書類に署名又は押印(以下「押印等」という。)を求めている手続については、都道府県公安委員会規則の改正等により、押印等を求めないこととされたい旨が示達されたことに伴い、今般、旧通達において規定する様式の押印等に関する記載を廃止する改正を行い、確認に係る事務に関しては、今後、下記のとおり運用するので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達中の公的支給に係る車椅子の取扱いについては、今後本通達により運用することについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室と打ち合せ済みである。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、利用者の住所地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)に対し、別記様式第1の通知書により、車体の大きさの基準に適合しない車椅子の購入に要した費用を身体障害者(児)に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、別記様式第2の確認証(以下「確認証」という。)を送付するものとする。(市町村長は、支給に係る原動機を用いる車椅子が道路交通法施行規則第1条の4第1項第1号に規定された基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。)

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない車椅子の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、別記様式第3の確認申請書の提出が

あった場合に行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る車椅子についての実地調査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。

ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る車椅子の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断してもよい。

(ア) 身体の状態により利用者が当該車椅子を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車椅子を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

(イ) 当該車椅子を製作又は販売する者の作成に係る当該車椅子の大きさ(長さ、幅及び高さ)を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る車椅子を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る車椅子を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該警察署長に返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる車椅子で車体の大きさが道路交通法施行規則第1条の4第1項第1号に規定された基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことについて警察署長の確認を受けない限り、道路交通法上の身体障害者用の車椅子には該当しないこととなるから、このような原動機を用いる車椅子を通行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 市町村長に対する確認証の送付、申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係る業務については、警察署長以外の者の専決が可能であるので、その旨留意すること。

別記様式第 1

通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者



道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 1 条の 4 第 1 項第 1 号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車椅子の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

1 受給者

住 所

氏 名

2 支給に係る電動車椅子の概要

(1) 車椅子の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車椅子の大きさ

長さ センチメートル

幅 センチメートル

高さ センチメートル

備考 1 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2

7. 5	
第 号	交付 年 月 日
確 認 証	
<p>道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、次の利用者が次の車椅子を利用することがやむを得ないことを確認する。</p>	
警察署長 印	
記	
1	利用者 住 所 氏 名
2	車椅子の概要
(1)	車椅子の名称
(2)	型式
(3)	製品番号
(4)	車椅子の大きさ
	長さ センチメートル
	幅 センチメートル
	高さ センチメートル
注意事項	
1	確認を受けた車椅子を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。
2	確認証を受けた車椅子の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 3

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)
理 由	
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子	車椅子の名称
	型式
	製品番号
	<p style="text-align: center;">大きさ</p> <p style="text-align: center;">長さ センチメートル</p> <p style="text-align: center;">幅 センチメートル</p> <p style="text-align: center;">高さ センチメートル</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。